

志賀町観光大使

有村架純



1
2013
No. 89

INDEX

年頭のあいさつ	2~3
虫歯のない子	6~7
まちかど News	8~10
医療職員と臨時職員などを募集	12~13
生涯学習だより (新春増刊号)	20~21
しかチャンネル番組ガイド	27
映画「リトル・マエストラ」試写会	28

1993.2.13 生まれ。兵庫県出身。2010年放送されたドラマ「ハガネの女」で女優デビューし、映画『阪急電車片道15分の奇跡』『劇場版SPEC〜天〜』などに出演。「リトル・マエストラ」では美咲役として主演を演じる。4月からは朝の連続ドラマ初出演となるNHK連続テレビ小説「あまちゃん」が控える。

謹賀新年

謹んで新年のごあいさつを申し上げます。
町民の皆さまには、輝かしい新春を迎えられましたことと心からお慶び申し上げます。

◆地域の活力と 魅力の創出を

昨年は、厳しい経済環境にもかかわらず、能登中核工業団地では、誘致企業である(株)NTN能登製作所が操業し、UHT(株)およびシグマ光機(株)がそれぞれ能登工場の増設を表明しました。

堀松工場団地では、(株)NTN志賀製作所が増設工事を進め、高浜町地内では、ホクモウ(株)が新工場を建設しています。

今後とも、新規企業の誘致や既存企業の事業拡大の支援を推進し、雇用創出に向け取り組んでいきます。

本町の福浦港を舞台にした映画「リトル・マエストラ」が、昨年12



月から県内映画館で先行上映されています。2月2日からは、東京の有楽町スバル座で上映され、全国公開がスタートすることになっています。映画を通じ、全国の皆さんに能登「志賀町」の素朴で美しい風景や魅力を感じていただき、誘客促進と地域の活性化につながることを期待しています。

また、雑賀俊郎監督と主演の有村架純さんには、観光大使として、1年間、全国に志賀町をPRしていただくことになりました。

映画の上映に合わせ、日本最古の木造灯台である「旧福浦灯台」に60年ぶりとなる明かりが復活しました。現在、ライトアップにより、瓦ぶきに白い秀麗な姿が幻想的に浮かび上がっています。

2月11日には、富来漁港で、食をテーマとする「冬の町祭第2回大漁起舟祭」を、昨年に引き続き開催します。

平成26年度末の北陸新幹線金沢開業や本年の能登有料道路の無料化を見据え、さまざまな事業展開により、交流人口の拡大を図ります。

また、世界農業遺産の認定を契機とした特産品開発に取り組むとともに、ほ場や漁港などの産業基盤の整備、担い手育成事業などを進めることで、「能登の里山里海」の保全にも努めていきます。

◆原子力発電所の 事故対策は

志賀原子力発電所では、福島第一原発の事故を踏まえた対策として、昨年9月に防潮堤および防

潮壁が完成したほか、外部電源の早期復旧にかかる大容量電源車などの資機材や作業手順が整備されました。さらに、事故発生時の拠点となる免震構造の緊急時対策棟や必要な資



志賀町長
小泉 勝

機材を保管する防災資機材倉庫が建設されています。

また、敷地内にあるS・1破砕帯の調査は、岩盤調査坑の掘削やボーリング調査などが進められています。今後、原子力規制委員会が、調査結果を受け、現地調査などを踏まえて評価を行います。

再稼働に関しては、破砕帯の調査や安全審査で安全性が確認されることが大前提であり、その上で町民の皆さまや町議会のご意見をお聞きし、慎重に判断していきます。



◆快適な教育環境を創るために

本 年9月に富来中学校が、旧富来高校へ移転します。

現在、校舎・体育館・グラウンドの改修工事を行っており、生徒が快適な学校生活を送れるよう施設整備を進めています。

志賀地域の統合小学校は、現在の7校を1校とし、現高浜小学校の敷

地内に新校舎を建設します。

平成28年4月の開校を目指し、平成25年度には、基本・実施設計を終わらせ、平成26年度から建設工事を実施する予定です。

西山台ニュータウンに続き、若者の定住を促進し、市街地の活性化を図るため、高浜牧場の敷地を買い取り、新しい住宅地などの造成を計画しています。



これにより周辺の悪臭問題も解消され、生活環境の改善と市街地の良好な発展につながるものと考えています。

◆安心して住み続けられる町に

持 続可能な行財政基盤の確立を

目指し、これまで職員定数および人件費の削減、補助金や受益者負担の見直し、公有財産の売却い、地方債の繰上償還などに取り組んできました。

その結果、平成23年度の経費の節減額は、平成21年度決算額と比較し、6億3,900万円余りとなりました。

昨年は、「公の施設の見直し方針」を策定し、地元地区や関係団体などへの説明を行い、意見集約と合意形成を図りました。

平成25年度は、少子化に伴い、志賀地域で3保育所を休止する一方で、特別保育事業の充実に努めています。

さらに、組織のスリム化と関連業務の連携強化を図り、新たな行政課題や住民サービスに対応するため、組織の再編を行います。

今後も健全財政を確立し、将来を担う子供たちが安心して住み続けることができるまちづくりに向けて、積極的に取り組んでいきます。

◆課題解決に全力を尽くす

町 長に就任して3年が経過しました。

この間、「自らが先頭に立ったスピーディな施策実行」を基本として、タウンミーティングや町長談話室による「開かれた行政運営」などに努めてきました。

また、町の借入金の抑制、企業誘致、学校建設、若者定住、各種予防

接種費用の助成、子育て支援の拡充など、「若者が暮らしやすい町」を目指した施策を推進してきました。今後も、行政課題の解決と町の活性化に、全力で取り組んでいきますので、皆さまのご理解をよろしくお願いいたします。

結びにあたり、今年1年が皆さまにとっても、志賀町にとっても良い年でありませう、心から祈念しまして、新年のごあいさつとします。

平成25年 元旦



海の幸を味わおうと多くの人が詰め掛けた第1回大漁起舟祭

確定申告 町県民税申告

申告の時期が近づいてきました。

所得の計算や所得控除を正しく申告するため、早めに準備を始めましょう。

前年に町県民税申告を行った人には、町県民税の申告書を1月下旬に直接郵送します。

— 住宅を新築・購入、増改築した人 —

住宅ローン控除

平成24年中に住宅を新築・購入または増改築などした人で、はじめて住宅ローン控除を受ける人は、必要書類をそろえて七尾税務署で申告相談してください。

▶住宅ローン控除に必要な書類

- ① 住民票の写し（住民課で発行）
- ② 家屋の登記事項証明書（七尾法務局で発行）
- ③ 工事請負契約書（写）または売買契約書（写）など
（※印紙が貼ってあるもの）
- ④ 住宅借入金の年末残高証明書
- ⑤ 増改築などの場合は、
建築確認済証（写）、検査済証（写）または増改築等工事証明書

詳しいお問い合わせは、

七尾税務署 個人課税第1部門

☎ 0767-52-9336

※サラリーマンの人は「源泉徴収票」が必要です。

※中古住宅を取得したとき、バリアフリーや省エネ改修をしたとき、認定長期優良住宅や認定低炭素住宅の特例を受ける場合などは別途書類が必要です。

— 農業や営業など事業収入がある人 —

収支内訳書の作成

農業や営業などの事業収入がある人は、「収支内訳書」が必要となりますので、事前に作成してください。

▶収支計算とは

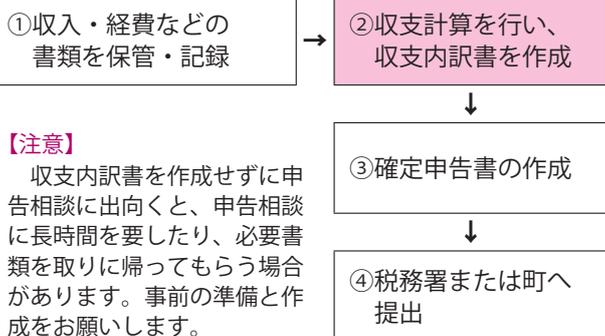
1年間の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算出する方法です。

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$$

▶収支計算を行うには

出荷伝票などの収入金額のわかる書類と、領収書などの必要経費のわかる書類の保存と日々の取引の記録（帳簿）が必要になります。

◆確定申告までの流れ



【注意】

収支内訳書を作成せずに申告相談に向くと、申告相談に長時間を要したり、必要書類を取りに帰ってもらう場合があります。事前の準備と作成をお願いします。

※農協と取引している人で、農協が作成する確定支援用集計表があれば、収支計算を簡単に行うことができます。
※米・果樹・家庭菜園など、家事消費のみで出荷や販売をまったくしていない人は、農業所得の申告は不要です。

— 年金を受給している人へ —

公的年金所得

公的年金等の収入金額の合計額が**400万円以下**で、
公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が**20万円以下**である場合は、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

【注意】

※確定申告の必要がない場合でも、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
※所得税の確定申告が必要ない場合でも、町県民税の申告が必要な場合があります。

～法人や個人が所有している償却資産は早めの申告を!!～

償却資産 (固定資産税) の申告は **1月31日(木)**まで

償却資産の申告義務者は、平成 25 年 1 月 1 日現在、志賀町内に償却資産を所有している人です。

※前年度申告した人には、既に申告書を送付しています。

※新規事業者で初めて申告する人は税務課まで連絡してください。申告記載用紙を送付します。

課税対象となる償却資産とは・・・

土地や家屋以外の有形の固定資産で、事業の用に供しているものや事業の用に供することができる資産です。

(※電話加入権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産は除く)

【償却資産の種類と具体例】

種 類	主な償却資産の具体例
構 築 物	発・変電設備、駐車場のフェンス、舗装路面、庭園、広告塔など
機械・装置	工作・木工・印刷・土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベルなど）、各種産業用機械および装置など
船 舶	モーターボート、漁船、貨物船など
車両・運搬具	構内運搬車、運搬台車など (※自動車税・軽自動車税の課税対象とならないもの)
工 具 器 具 備 品	パソコンなど OA 機器、事務机、応接セット、各種自動販売機、医療機器、理美容機器、エアコン、陳列ケース、厨房機器、その他業務用の備品など

▶ 「適正かつ公平な課税」に向けた実地調査

事業所を訪問して帳簿・現物照合調査および質問などの実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

実地調査によって修正申告をする場合、資産の取得時期に応じて遡及することがあります。

▶ 注意してください

虚偽・過少の申告をした場合や正当な理由がなく申告をしない場合は、罰金または過料を科せられることがあります。

☎ 税務課資産税担当
☎ 32-9141

事業主の皆さんへ

早めの 給与支払報告書の提出を

平成 24 年中に従業員に給料などを支払いした事業主は、給与支払報告書 (1 人につき 2 部) に総括表を添えて税務課まで提出してください。

提出期限 **1月31日(木)** まで

【特別徴収のお願い】

所得税の源泉徴収義務のある事業者は原則、町県民税の特別徴収を行う必要があります。まだ特別徴収を行っていない事業者は、特別徴収を行ってください。

事業所得のある人へ

決算説明会を開催

(七尾税務署)

税務署では、正しい決算・申告をしていただくため、事業所得などのある人を対象に、決算の仕方・決算書 (収支内訳書) の作成などに関する説明会を開催します。

日 時	1月28日(月) 14時～16時
場 所	コスモアル羽咋 研修室 (羽咋市鶴田町免田 25)
講 師	北陸税理士会七尾支部 松田 久丸 税理士

☎ 七尾税務署 個人課税第 1 部門
☎ 0767-52-9326

一 障害者控除を受けるため一

「障害者控除対象認定書」の発行

障害者手帳がなくても、所得税・住民税の「障害者控除」が受けられます。

65 歳以上 (平成 24 年 12 月 31 日現在) で要介護認定などを受け、寝たきり状態や認知症など、精神上または身体上の障害の程度が一定の要件に該当する人は、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

申請期限	1月25日(金) まで
申請場所	健康福祉課 介護保険担当 (☎ 32-9132) 富来支所 総合窓口担当 (☎ 42-1111)
必要なもの	印鑑
その他	手数料は無料、認定書は後日郵送

※前年以前に受けた認定書は、今回の確定申告でも使用できます。